
思想史文献としての《神代卷抄》

——生成と再生——

原 克昭

〈早稲田大学非常勤講師〉

1 中世における『日本書紀』の位相

中世における『日本書紀』とくに神代紀とその註釈のありかたを考えると、大きくふたつの要素が想定される。

ひとつは、一対一対応による〈伝授〉という形態である。それは、とりわけ学匠たちによる営為に顕著だが、ひとえに寺院間での註釈場面に限定されるわけではない。同様の現象は、「日本紀の家」として存立していた卜部氏（平野家・吉田家）とその周縁にも見受けられる。そして、もうひとつのありかたが、複数者を相手にした註釈、いわゆる〈講釈〉という形態である。神典が秘書性を帯びていた中世にあって、前者の〈伝授〉が秘説と家学の形成をうながす素因となっていたとみるならば、後者の〈講釈〉は形成された秘説の披露と家学公認の場であった。その点では、〈伝授〉と〈講釈〉は、まさに表裏の関係を成すといえよう。中世の神代紀註釈は、神祇道や学匠といった立場上の相違だけで単純に割り切れるものではない。むしろ、〈伝授〉と〈講釈〉という表裏的な営為を通じて、註釈が形成され家学が継承されていたのである。

このような〈伝授〉と〈講釈〉をめぐる営為のうち、動態的側面に関しては、前稿¹において進講の大任を遂げた兼俱と兼右を中心に、両者の狭間にある出奔した当主・兼満、および中世末期から近世初期における兼見・梵舜の動向をとりあげた。現場に立ち会った者たちの諸記録をもとに、『日本書紀』進講の具体相と「日本紀の家」盛衰の軌跡を粗描した次第である。

そこで、本報告では、前稿を承けて、まずは中世における『日本書紀』伝授の諸相を改めて〈講釈史〉として点綴する。そのうえで、現場で生成された抄物群²、とりわけて《神代卷抄》³が、ひとたび現場を離れ、ふたたび註釈文献として再生されていく軌跡を検討してみたい。具体的には、石川県加賀市立図書館聖藩文庫蔵『神代卷積書（神道積抄）』・富山県富山市立図書館山田孝雄文庫蔵《神代卷抄》二本（『日本書紀註鈔』〔神代秘抄〕）をとりあげる。往々にして、室町時代語資料に偏重されがちにある抄物群、なかんずく《神代卷抄》を中世思想史文献の一環として捉えかえす試みでもある。

「日本紀の家」の動態的側面と残された文献資料を相互に連動させて検討することで、中世の『日本書紀』

1 拙稿『日本書紀』進講史・断章—「日本紀の家」盛衰記（『文学・隔月刊』2008.5・6月号）。

2 「抄物」は「ショウモツ」「ショウモノ」と訓み分けることで、学術用語としての位相差をみいだす一方、厳密な定義分けはみられないとする見解もある。「抄物」をめぐる概要や学説史に関しては、柳田征司「抄物の世界」（説話の講座3『説話の場—唱導・注釈』所収、勉誠社、1993.2）、大塚光信「抄物概説」（新日本古典文学大系『中華若木詩抄・湯山聯句鈔』所収、岩波書店、1995.7）など参照。

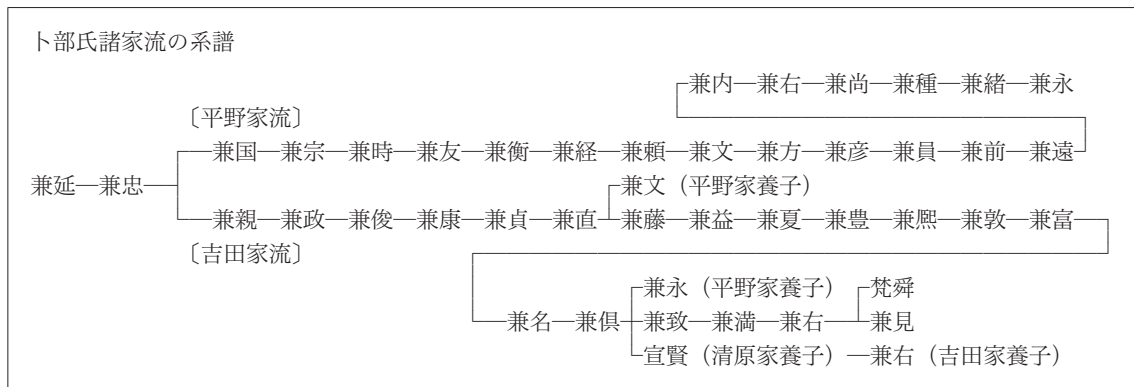
3 室町期吉田家の日本紀家学および《神代卷抄》に関する研究としては、芳賀幸四郎『東山文化の研究』（河出書房、1945.12）、久保田収『中世神道の研究』（神道史学会、1959.12）、岡田莊司『兼俱本・宣賢本 日本書紀神代卷抄』（吉田叢書第五編）「解題」（続群書類従完成会、1984.7）、小林千草『日本書紀抄の国語学的研究』（清文堂、1992.5）などが代表的な研究。ただし、いずれも進講についての論及はすくない。おそらく現存する抄物諸本をもとにした立論であるために、抄物を伝えない進講は主題化されにくかったのであろう。

が〈中世日本紀〉たりえたことの意義、そして家学としての「日本紀」の盛衰ぶりがある程度の輪郭をもって浮かびあがってくるのではないかと考えている。

2 『日本書紀』講釈史・点綴——抄物の現場から

平安期には、講筵・竟宴和歌を通じておもに公家の学問の対象であった『日本書紀』は、院政期における断絶と復興を経て、中世には《神典》として秘説が生成され、〈伝授〉・〈講釈〉が執行されていく。以下では、〈伝授〉・〈講釈〉の諸相を整理・点綴し、『日本書紀』神代巻の位相を跡づけ、神代巻抄が〈講釈〉の現場で形成された様相を概観する。そのうえで、神代巻抄が、ひとたび〈講釈〉の場を離れ、やがて註釈文献として再生されていく様態を、具体的な文献資料を手懸りにさぐりだす。註釈の現場で形成された抄物群——神代巻抄をめぐる文献資料学的意義の再検討をめざす。神代巻抄を中世の神代紀註釈文献の一環として捉えなおすべく、動態的側面と文献資料をつきあわせるための予備的考察である。

さしあたって、『日本書紀』の秘説伝授と講釈の諸相を俯瞰すべく、末尾に別表を提示しておいた。〈伝授〉・〈講釈〉・〈進講〉に分類し、それぞれ典拠・当該抄物を附して一覧表としてまとめたものである。また、参考までに「日本紀の家」として家学を形成した卜部氏（平野家・吉田家）の系譜を以下に掲げておく⁴。



大まかな動向としては、家学として内々の秘説〈伝授〉であったものが、やがて天皇や東宮への〈進講〉、そして発起による聴聞衆をまじえた〈講釈〉へといった展開相がみてとれる。

鎌倉期から南北朝期にかけては、おおむね天皇や東宮への〈進講〉、あるいは個別間の〈伝授〉のいずれかである。うち、〈伝授〉に関しては継嗣相続による家学の相伝が主流であり、秘説の〈伝授〉はさながら家本としての神代巻（弘安本・乾元本など）の相伝を意味していた。それが「日本紀」家学の形成を促し、なかでも卜部氏が「日本紀の家」を確立していく過程でもあった。室町前期には、いつとき吉田家学の断絶期を迎えたが、おりしも一条経嗣（1358～1418）・兼良（1402～1481）を介した〈返伝授〉を経て、やがて吉田兼俱（1435～1511）による吉田家学の復興をみる⁵。ただし、ほとんどの場合が、神代巻諸本にのこされたわずかな識語に拠る事跡であり、その実態的動向を十分に窺い知ることはむずかしい。

『日本書紀』講釈史という観点からみると、室町初期、吉田兼敦（1368～1408）あるいは一条兼良による〈講釈〉を先蹤と看做すことができる。その経緯は、兼敦の日記『兼敦朝臣記』や『大乘院寺社雑事記』などの記録類によって跡づけられる。そして、本格的に〈講釈〉が抄物（神代巻抄）と連動するようになるのは室

4 『吉田文庫神道書目録』所載系図をもとに作成。卜部氏は平野家・吉田家両流に分派するが、いつごろから正式に名乗りだしたか明確でなく見解も分かれるようである。ここでは、永和四年(1378)、足利義満(1358～1408)の花御所築造に際して、「室町」の敷地と称号を譲り、かわりに「吉田」を家号とした吉田兼熙(1348～1402)の代とする説に倣って、それ以前は卜部氏、それ以降は平野・吉田の家号で統一しておく。岡田莊司『平安時代の国家と祭祀』(統群書類従完成会、1994.1)を参照。

5 吉田家と一条家による〈返伝授〉に関しては、久保田収『中世神道の研究』(前掲)、西田長男『日本神道史研究・中世編(下)』(講談社、1979.5)、岡田莊司『兼俱本・宣賢本 日本書紀神代巻抄』〔吉田叢書第五編〕「解題」(前掲)など参照。

町中期、吉田兼俱あたりから顕著となる。

〈進講〉をのぞく〈講釈〉の多くは、某人の発起により開催され、複数名の聴聞衆も同席した。発起人は、とくに寺院関係者がめだつ。また、〈講釈〉の薫陶を受けた者自身が、やがて講釈者として立つ場面も見受けられる。吉田兼俱の代役を務めた小槻（壬生）雅久（～1504）、饅頭屋林宗二（1498～1581）、日蓮宗頂妙寺の仏心院日珩（1532～1598）などがそれにあたる（日珩の〈講釈〉に関しては後述）。小槻雅久は、兼俱の文明十二年（1480）講に列席し、聞書（雅久聞書）をのこしている。明応二年（1493）には、兼俱の代行として細川政元（1466～1507）発起の〈講釈〉に立つ⁶。その際、自身の聞書を所持して臨んだであろうことは容易に想像されるが、さらに雅久聞書は神代卷抄をふくむ後代の註釈形成にあつて頻りに利用されている。

抄物の資料的価値は、ひとえに現場における講述筆記という点、すなわち当座性や口語性ばかりに収斂するものではない。神代卷抄は、再利用されることで一種の註釈文献としても成り立ちえたのである。では、神代卷抄はどのような場面にあつて、どのような経緯で再生されていくのか。〈講釈〉の現場を離れた抄物が、ふたたび註釈文献として再生されていく様相をみていく。いわば、文献資料の内部から動態的側面を逆照射する試みである。

3 抄物が再生するとき——《神代卷抄》二題

〈講釈〉の場において、講釈者の用いた講義録、あるいは聴聞衆の書き留めた聞書のたぐいが、一連の抄物として伝えられていく。それは、〈講釈〉という現場で形成されたひとつの註釈の姿であり、註釈という営為の様相をじかに伝える資料として、きわめて有意義である。国語学とりわけ室町時代語研究の方面から、第一等資料として取り扱われるゆえんでもある。

しかるに、抄物という体裁を有する神代紀註釈は、ひとえに〈講釈〉の現場や口語資料的側面ばかりに還元されるものではない。ひとたび抄物として記録されたものが、やがて現場から引き放たれ、後人の手で伝写され読まれていくことによって、一箇の註釈文献として再生していく場面も見受けられるからである。それは、あたかも当座の講義録・備忘録が、規範となる教科書として再編集されるようなものといえるだろう。

そのような事例を、具体的な抄物資料を二題とりあげて考察していく。ひとつは、石川県加賀市立図書館聖藩文庫本『神代卷積書（神道積抄）』、もうひとつは富山県富山市立図書館山田孝雄文庫所蔵の《神代卷抄》二本（『日本書紀註鈔』『神代秘抄』）である。いずれも、いまだ考察対象とされていない新出の神代卷抄である。簡単な解題をかねて資料的位置づけをはかりつつ、抄物が伝写され再生されていく過程を考察してみたい。

(1) 聖藩文庫本『神代卷積書』

石川県加賀市立図書館聖藩文庫には、『神代卷積書（神道積抄）』（函架番号＝110・1・2-1～2）が所蔵されている。書名から察知されるとおり、中世に形成された神代卷抄の一本である。このように新たに存在が確認された場合には、ひとまず既存の神代卷抄との関連性から資料的な位置づけをはかつておく必要がある。ただし、聖藩文庫本『神代卷積書』には、その成立状況を窺い知るような記述（年記・奥書・識語・署名など）は認められない。とりたてた手懸りもなく、あまたある神代卷抄群のなかから本書と同類の抄物を見定めることは至難のわざに近い。ところが、さいわいにも本書の本文中に、その素性を示唆する手懸りをみいだすことができた。

『神代卷積書』は、内題「神代卷積書 上之一」「神道積抄 第五座 上之二卷」「神道積抄 上卷之三」（以上、第一冊）、「神道積抄 下之一」「神道積抄 下之二」（以上、第二冊）の全五巻二冊より成る。すでに段落構成に沿って調巻された体裁を装ってはいるが、文末表現や措辞面からみて、本書が〈講釈〉をもとにした抄物

6 『蔭涼軒日録』明応二年四月十一日条、および『晴富宿禰記』明応二年四月十一日条、六月二十日条、同二十四日条。雅久聞書は建仁寺両足院ほかに伝存。記録類と抄物を連動させられる貴重な事例でもある。雅久聞書については、小林千草『日本書紀抄の国語学的研究』（前掲）に詳しい。

であることは疑いない。巻第二内題下に「第五座」とある記述も、その残滓とみられる。このような抄物の痕跡を精査していくうちに、以下の標題が確認されたのである。

「第十四座 五月十四日」(巻第三の巻中)

「神道私抄 第十八座 五月十八日」(巻第四の巻中)

「神道私抄 第廿座」(巻第四の巻中)

基本的に、内題(巻中標題)は「神道私抄」で統一されている。ところが、巻第四の一部にのみ「神道私抄」と記されているのである。「神道私抄」という書名からただちに想起されるのは、日蓮宗の学匠、仏心院日珙の〈講釈〉にかかる『神道私抄(神道同一鹹味抄)』であろう⁷。『神道私抄』は巻頭に、

天正十八庚寅五月朔日、於頂妙寺創之。感拝殿建立之志執行之。日珙五十九歳談。

とあるとおり、天正十八年(1590)五月一日より二十八日の間、頂妙寺の拝殿建立に際して執行された、日珙の〈講釈〉にもとづく神代巻抄である(別表参照)。のち、元禄元年(1688)に『神道同一鹹味抄』と題して整版化され、『法華神道秘訣』『番神問答記』とならぶ法華神道の代表的典籍となる。『神道私抄』は、いわばそうして再生される原態の神代巻抄であった。そして、叙述内容を引き合わせたところ、聖藩文庫本『神代巻積書』は、まさしく『神道私抄』につらなる伝本と判明したわけである。

では、聖藩文庫本『神代巻積書』は、『神道私抄』諸本のなかで、どのように位置づけられるだろうか。『神道私抄』諸本とその資料的性格については、すでに田野村千寿子氏の考察がある⁸。それを指針として、聖藩文庫本『神代巻積書』の特徴を洗いだしてみると、およそ以下の点が指摘できる。

①身延文庫本(近世写)をのぞき、『神道私抄』現存写本はいずれも講釈の中途(五月十三日もしくは十六日)までの講義内容しか残存していない。

→※『神代巻積書』は、神代巻下までを伝える(末尾は「神道私抄 第廿二座」)。

②巻中に「神道同一鹹味抄」との標題(内題・尾題など)を有する。

→※『神代巻積書』には、「神道同一鹹味抄」の標題は一切みられない。

③『神道私抄』には、聞書者である日重の補足記事(「私云」「日重私云」)が点在する。

→※『神代巻積書』では、「私云」を省略・割愛する傾向がある。

①は書誌的体裁について。祖本である頂妙寺本以下の伝存諸本は端本であり、写本としての完本は身延文庫のみという。なおかつ、それは身延の地で近世以降に複数の転写を経た伝本である。その点、『神代巻積書』は首尾を兼ね備えた写本として貴重な一本といえる。その資料的意義は書誌面だけにとどまらない。

②の標題に関しては、『神道私抄』には、たとえば巻第一尾題「同一鹹味抄第一巻畢」などとあり、版行に際して採用された標題が随所に点在する。しかし、『神代巻積書』では「一卷惣畢」とあるのみで「神道同一鹹味抄」の名は記されていない。ここから、『神道私抄』が『神道同一鹹味抄』として増補・版行されていく経緯とは、明らかに系統を別途にしたものと推測される。

そこで、③叙述内容の特徴に注目してみたい。『神道私抄』には、日珙の講釈を聞書した一如院日重(1549~1623)の補足記事(「私云」「日重私云」)が多くみられる。ところが、『神代巻積書』では概して省略する傾向にある。とくに日蓮宗門徒ならではの記事については、それらを割愛する態度が顕著に認められるのである。たとえば、以下のような記事がそれである。

一、当宗付沙汰スルニ番神建立、先神道ノ大綱ヲ得意而、然シテ後ニ有此子細。当宗乍立善神捨国神天

7 『神道私抄』は、頂妙寺本(自筆本)を底本とする東京大学史料編纂所蔵謄写本(函架番号=2011・9)、『神道同一鹹味抄』(版本)は山口晃一編『法華神道論』所収本(法華ジャーナル、1981.11)に拠る。

8 田野村千寿子「『神道私抄』の成立—諸本の検討」(『武庫川国文』36、1990.11)、同「『日本書紀抄』受容の一面」(同前誌40、1992.11)、同「『神道私抄』の講義姿勢について—『日本書紀抄』との比較から」(同前誌41、1993.3)。田野村論文では、伝存諸本として、頂妙寺本と転写本(京都大学本・東京大学史料編纂所本)・東北大学本・身延文庫本、および元禄元年版本『神道同一鹹味抄』をとりあげる。

上、神ノ守護ヲ用ルト云理リ、可申分也。

一、当宗心懸ノ神道ノコト、只手前嗜之計リニ、高祖、吉田ノ兼益ニ値シ玉イテ伝受アリ。連々可顕也。『神道私抄』には「当宗」日蓮宗の神祇、すなわち法華神道関係記事が多く散見するが、『神代巻積書』に書承された記事では、神代巻にまつわる事書に限定もしくは制約がかけられている趣きがある。

『神代巻積書』がいかなる者によって伝写され改補されたか、これ以上のくわしい背景は知れない。だが、すくなくとも『神道私抄』をもとに、そこから「神道同一鹹味抄」という標題や「私云」などの補足記事、法華神道にまつわる記事などを取捨選択し、いわば中立的な神代巻抄を指向したようすは十分に酌みとれる。聖藩文庫本『神代巻積書』は、こうして『神道私抄』を再治した註釈文献の一本だったのである。

さらにいえば、田野村氏は、『神道私抄』諸本が初期段階を保持したまま伝存した要因を、日蓮僧の手になったことに拠るとみている。原態を重視する立場からみれば、たしかに法華神道関係記事を払拭した聖藩文庫本『神代巻積書』の伝写状況は、当座の〈講釈〉を改編・整備した一異本にすぎないかもしれない。げんに国語学研究では、こうした抄物の改編過程を、口語資料としての抄物の「衰退」とみる見方が根強い。しかるに、神代紀註釈の一環から捉えなおしたとき、聖藩文庫本『神代巻積書』は、まさに特定の場で形成された神代巻抄が、ひとたび現場を離れて一箇の註釈文献として再生された事例のひとつと看做することができる。神代紀註釈文献のひとつのありかたとして、このような再生された抄物の存在意義を見直しておくことも必要となるだろう。

(2) 山田孝雄文庫本『日本書紀註鈔』『神代秘抄』

以上は、おもに体裁面からみた神代巻抄再生の事例である。つづいては、内容や叙述構成の面から神代巻抄が再生された軌跡をさぐりだしていく。

清原宣賢(1475~1550)による神代巻講釈の聞書(大永八年(1528)清書本)を、「遁雲」こと和仲東靖⁹の転写した『神代上下抄』が、建仁寺両足院に伝わる。弘治三年(1557)に書功を終えた和仲は、その後さらに先行諸注や談話をもとにあまたの書入を施し、のちには手ずから神代巻抄を作りあげた。おなじく建仁寺両足院に現存する、卷子本『日本書紀抄』五軸がそれにあたるという。こうした和仲の営為に着目した小林千草氏は、その増補の様相を考察して次のようにまとめている¹⁰。

- (a) 「幻抄」(月舟寿桂聞書)
- (b) 「官務聞書」(小槻雅久聞書)
- (c) 「疏」(一条兼良・日本書紀纂疏)
- (d) 「兼右云」(吉田兼右談話)

これら『神代上下抄』に附された覚書が、卷子本『日本書紀抄』として定稿化していく実例を数条ほど提示したうえで、「編纂抄物成立の過程」として注目したものである。それは本稿の視座からいえば、まさしく口語抄物としての神代巻抄が、一種の神代紀註釈として再生されていく恰好の事例でもある。ただし、前者『神代上下抄』はすでに影印・翻刻されているものの¹¹、後者の卷子本『日本書紀抄』については披覧の手だてもないまま、その実態相は窺い知れなかった。

ところが、このたび国語学者であり神道学者でもあった山田孝雄(1873~1958)の蔵書を保管する、富山県富山市立図書館山田孝雄文庫を調査する機会を得て、神代巻抄二本(『日本書紀註鈔』『神代秘抄』)を閲覧した¹²。そして、当該抄物の資料的な位置づけを探索したところ、驚くべきことに山田孝雄文庫本『日

9 伊藤東慎『黄龍遺韻』(建仁寺両足院、1957.11)を参照。

10 小林千草『日本書紀抄の国語学的研究』(前掲)、同『清原宣賢講「日本書紀抄」本文と研究』(勉誠出版、2003.3)。

11 影印は伊藤東慎・大塚光信・安田章[編]、小林千草[解題]『両足院蔵日本書紀抄』(臨川書店、1986.1)、翻刻は前掲の小林著書に収載。

12 富山市立図書館山田孝雄文庫については、調査に携わっていた知人より教示を得た。調査中のところ、閲覧・複写に際しては、富山市立図書館山田孝雄文庫主幹・亀澤祐一氏より多大な御便宜を賜った。記して深謝いたします。

本書紀註鈔』『[神代秘抄]』は、まぎれもなく両足院本『神代上下抄』『日本書紀抄』の関係と対応する神代巻抄であることが判明したのである。以下に、概略を示しておく。

*『日本書紀註鈔』二冊（楮紙・袋綴）。もとは梶井宮旧蔵本だったようである。伝来については、第一冊見返に山田孝雄による次の識語がある。

此書、梶井宮御旧蔵之本也。払下之際、初葉ヲ態ト破リ棄テタルモノトイヘリ。惜ムベシ。

大正七年五月

山田孝雄識

沽却にあたって故意に一紙を剥落させたらしく、げんに上下冊とも巻頭一紙分を闕く（したがって内題なし）。奥書等も有さないが、近世期の書写とみられる。叙述内容は、両足院本『神代上下抄』とおおむね一致する。宣賢講神代巻抄が宮家に伝来した経緯が窺測される一本でもある。

*『[神代秘抄]』五冊（黄染楮紙打紙・袋綴）。書写奥書は次のとおり。

神代秘抄五卷。努々不可有外見者也。

元禄七年十二月廿一日

大常伯（花押）

外題は題箋に「神代巻」と打付書されているが、神代巻そのものではなく神代巻抄である。『[神代秘抄]』は、奥書にもとづいた調査者認定書名であろう。和仲自身の識語類は載せられていないが、小林氏の事例とつきあわせるかぎり、和仲再治の両足院本『日本書紀抄』に相当すると判断される。この両本は伝来を別途にするようで、もとより直截の書誌関係にあるものではない。だが、内容面に鑑みるに、小林氏の指摘する両足院本と同様、きわめて緊密な関係性を所有する神代巻抄だったのである。そのような二本の神代巻抄が、はしなくも同処に伝存するにいたった現状より、碩学者・山田孝雄の学殖ぶりがしのばれるところでもあろう。

では、特徴的な事例を摘出し、神代巻抄が再生されていく具体的な場面をみておく。対照にあたっては、上段[A]に大永八年清書本を祖本とする諸本（『神代上下抄』『日本書紀註鈔』）、下段[B]に和仲再治本（『[神代秘抄]』）の本文掲げる。

①宣賢説の相対化

[A] 神代カラ文字ガアルゾ。神代ノ文字ハ今ノデハナイ。秘スルホドニアラワサヌゾ。イロハ四十七字ハ弘法大師ノ作ゾ。カタカナハ吉備公ノ作ゾ。神代ノ文字ハアガリサガリガ有テ見ニクイタル。ソレハコナタノシラヌコトゾ。吉田ニハキカト神代ノ文字ガ有ト申サル、ゾ。漢字ニスルコトハ聖徳太子ノ漢字ニウツイテ儒仏ノ二教ヲ開キ有タゾ。

[B] 家ニ申サル、ハ造作モナイ。神代ノ文字ガアツテ誌ルイタゾ。一而常ノ字デハナイ。アガリサガリガ有テ、唱明ノハカセノヤフナ口伝ナウテハ心ヘラレヌ者ヂヤゾ。清三位入道宗尤ハ、神代ノ文字ハ家ニ秘スルホドニ顯レヌト申サレタガ、今ノ吉田ハサウハ秘スルヲトテハナカツタゾ。其文字ヲ漢字ニスルコトハ聖徳太子ノメサレタゾ。是ヲ以テ儒仏ノ二教ヲ御開キアツタゾ。

〈神代文字論〉は神代紀註積における主題のひとつであり、とくに兼俱講以降に顕著となる。上段で「秘スルホドニアラワサヌゾ」と聞書された宣賢の講積が、下段では「清三位入道宗尤ハ、神代ノ文字ハ、家ニ秘スルホドニ顯レヌト申サレタガ」と再治されている。なおかつ、「今ノ吉田ハサウハ秘スルヲトテハナカツタゾ」と、当代の吉田家説（後述の兼右であろう）と対置する。講積者であった宣賢の言談を、註積のなかの所説として相対化させる趣向である。現場の聞書に依拠しながらも、現場を隔てた時空間において新たな註積を指向する経緯がみてとれる。このような宣賢の講積を「清三位」の所説として相対化する例は、このほか随所に散見される。

②兼右談話の採録

[A] 可美ト云ハ称美ノ心ゾ。葦牙ハアシノヤウナゾ。彦ハ男子ノウツクシイ男ヲ云ゾ。舅ハ尊長ノ称、老者ヲトブゾ。シウト共ヲヂ共ヨム字ヂヤホドニタトブ義ゾ。※国ノ常立ヨリ已前ニ此神ノアルガ前トノカワリゾ。

[B] 可美ト云ハ称美ノ心ヅ。葦牙ハアシノヤウナヅ。彦ハ男子ノウツクシイ男ヲ云也。舅ハ尊長ノ称、老者ヲトブヅ。シウト共ヲチ共ヨム字ヂャホドニ貴ブ義ヅ。兼右云、可美ハ陽^天、葦ハ陰^地、彦ハ男（陽か）、舅ハ陰也。然レバ天地陰陽ノ神ト云心也。国常立尊ト云ト同心也。常立ヨリ已前ニ此神ノアルガ前トカワリゾ。

神代卷上・第二段「七神化生段」一書第二「可美葦牙彦舅尊」に関する講釈。ここで一目瞭然なのは、下段において、ときに「日本紀の家」当主であった吉田兼右（1516～1573）の所説を、「兼右云」として挿入していることである（上段の※箇所に対応）。小林氏の指摘(d)に該当する事例のひとつで、改めて兼右から承けた談話を註釈に差しこむ場面は、しばしば見受けられる。ここでは、「可美葦牙彦舅尊」を天神第一「国常立尊」以前の神と定位する点について、上段では語義の説明と「国ノ常立ヨリ已前ニ此神ノアルガ前トノカワリゾ」と述べるにとどまり、その論拠は判然としなない。そこで、和仲は兼右に諮問しなおしたらしく、天地陰陽説で神名を解釈した所説と併せて、「国常立尊ト云ト同心也」との一文を附すことで、文脈の整合性をはかったものとみられる。前代に口述筆記された抄物註釈に当代の談話を折りこみ、さらなる註釈文献をめざしたものであり、和仲をとりまく学問環境と抄物再生の動態がもっとも端的に窺えるところである。

③口伝をめぐる探究

[A] 天瓊戈ト云ヲ指ヲロイテ、ヲサグリアツタレバ海ガ有タゾ。其ノ戈ノ前カラシタ、ツタ塩ガ堅マツテ嶋ト成タゾ。戈ニツイテ口伝ガアルト吉田ニ申サル、ゾ。

[B] 天瓊戈ヲ指ヲロイテ、ヲサグリアツタレバ海ガ有タゾ。ソノ戈サキラシタ、ツタ塩ガ堅ツテ嶋ト成タゾ。戈ニツイテ口伝ガアルト申サル、ゾ。兼右云、瓊戈ハ両神ノ御心也。両宮ノ心ノ御柱モコノ戈ナリ。人ニアツテハ一心ノ源、金剛正体也。戈ヲサシヤロス処ガ一心ノ動出処也。予惟ルニ、口伝トハ此事歟。

神代卷上・第三段「八洲起原段」、諸冊二神による国土生成の一齣である。上段では、二神の搔きさぐった「戈ニツイテ口伝ガアルト吉田ニ申サル、ゾ」と言及する。吉田家の口伝の詳細にはふれえないところに、宣賢講釈の限界がかいまみえる。そこで、和仲は兼右に「口伝」を問い質したようである。兼右の所説は、たとえば永禄十年(1567)講『日本書紀聞書』の当該箇所には次のようにある¹³。

一、瓊矛。……サテ打返テ云時ハ、事理ノ二也。事ノ時ハ、此ノ矛ト云ハ、陰陽ノ両神所持シテ降り玉フ矛ト沙汰スル也。理ノ時ハ、矛ト者、陰陽ノ両神ノ内証ヲ指シテ云也。……取人云時、一心ノ不動不壊ノ処ヲ指シテ云也。故ニ此ノ日本紀ヲバ、事理ノ二ニ約シテ見ルガ肝要也。譬バ法花ニ、龍女所献ノ玉ヲ事理ノ二ニ約シテ沙汰スルト同意也。

「日本紀」を事理に約して解釈することを肝要とした兼右は、「天瓊矛」につき、理に拠るときは「陰陽ノ両神ノ内証」、人についていえば「一心ノ不動不壊ノ処」と説く。下段に筆録された兼右の所説（下線部）とたしかに照応する。そうした兼右説を「予惟ルニ、口伝トハ此事歟」（二重下線部）と受けとめた和仲の姿勢には、前代の抄物の書承という羈絆をくぐりぬけ、さらに「口伝」を探究する指向がみいだせる。

こうした営為を通して、前代の抄物をもとに和仲自身の手による新たな神代卷抄が形成されていた。それは、兼俱講から宣賢講そして兼右講へとつらなる「日本紀の家」の家学の軌跡をたどるようでもある。〈講釈〉と神代卷抄は、たえず相互に連動しあうことで、さらに新たな註釈文献として再生されていたのである。

4 《神代卷抄》の思想史的再評価にむけて

(1) 註釈文献としての《神代卷抄》——抄物研究の視座から

抄物研究の指導者である柳田征司氏は、江戸時代における「抄物の揺曳」として、以下の四点を指摘して

13 神道大系『日本書紀註釈下』291頁。

いる¹⁴。

- ①江戸時代の漢学者などによる注釈講義活動
- ②室町時代に成立した抄物の増補
- ③室町時代の抄物を利用した著作活動
- ④室町時代に成立した抄物の版行

前章で考察した神代巻抄の実例を当て嵌めるとすれば、さしずめ②・③に該当しよう。柳田氏は、室町期に成立した抄物が近世期にあっていかに再利用されたかという観点からまとめたものであるが、その嚆矢はすでに中世室町後期にきざしはじめていた。もちろん、それが版行による一括再生産とは指向性の次元をまったく異にすることはいうまでもない。そうした営為を「増補」「利用」といつてしまえば簡単であり、国語学的見地からみれば、たしかに口語資料としての抄物の「衰退」を意味するところでもあろう。

しかしながら、神代巻抄を神代紀註釈の一環として指定しなおしたとき、それは当座の講義録・聞書として形成された抄物が註釈文献として、文字どおり“再生”されていく過程でもあった。『日本書紀』講釈という営為とそこで形成された抄物すなわち神代巻抄は、現場の講釈を跡づける一方で、後代には伝写され手が加えられることで、一箇の註釈文献として“再生”していったのである。近世期への「抄物の揺曳」といった見方に倣えば、神代巻抄という註釈文献は、中世期と近世期にわたる註釈の継承と指向の位相差、註釈の断続性を窺い知る、ひとつの大きな手懸りとなるものでもあるだろう。

ところで、抄物資料群は歴大に点在する。神代巻抄に限定したところで、これまで考察対象とされたものでも相当な本数にのぼる。そのうえ、さらなる調査によって新たに発見される場合もけっしてすくなくはない。そうした場面において、新出の抄物をどのように位置づけるかは必須課題である。むろん、国語学的な立場から資料的価値をみいだすのは、抄物研究における最重要課題であろう。しかし、ひとたび口語資料としての性格から解き放ち、講釈の現場や伝写の営為からみたとき、神代巻抄には中世の神代紀註釈としての新たな資料的価値や存在意義があらわれてくる可能性を秘めている。

(2) 講述文献の資料的性格——講述・聞書の現場から¹⁵

かつて、比叡山の学匠・良遍による神代紀註釈文献の成立背景と諸本の伝領過程を論じた際、慎重を期して検証したことは、講述文献としての資料的性格である。その大半が、良遍自身の撰述ではなく、《聞書》《私見聞》すなわち講述文献という二次資料の体裁をとるからである。《聞書》《私見聞》の場合、基本的には主導権は講述者よりも聴聞・筆録者側に傾く。ここに、一連の講述文献を良遍の所説としていかに還元可能かという問題が浮上する。

この点について、阿部泰郎氏は、諸条の冒頭に記す「示シテ云ク」や文末に散見する「ト云ヘリ」「ト云云」に着目し、それを良遍の所説が画され明示された例証とした。そのうえで、「記述の責任は頼舜にあるが、あくまで主体は良遍であり、その言説であることが明らかにされている」と述べる¹⁶。そこで、さらに別の観点から考察を加え、その補強論拠としていく。

まず考えておきたいのは、いわゆる〈加証奥書〉である。〈加証奥書〉とは、弟子の《聞書》を師匠が認知し、その証明として奥書を施す、いわば太鼓判のようなものである。とくに古今伝授に顕著な現象だが、吉田神道における一連の抄物（日本書紀抄・中臣祓抄）にも見受けられる。ときには、師匠が弟子の《聞書》を備忘録として再転写することもある。あるいは、冷泉為秀（～1372）に『日本書紀和歌決釈』を撰進した吉田兼熙（1348～1402）が、併せて他見不可の〈加証奥書〉を添附した例なども想起されよう。一連の講述

14 柳田征司『室町時代語資料としての抄物の研究』（武蔵野書院、1998.10）。

15 以下は、拙稿「良遍による神代紀註釈とその諸本—講述文献をめぐる基礎的考証」（『論叢 アジアの文化と思想』7、1998.12）より加筆抄出。

16 阿部泰郎「良遍『日本書紀』注釈の様相—学問の言談から“物語”としての〈日本紀〉へ」（『国語と国文学』71-11、1994.11）。

文献中に良遍自身の〈加証奥書〉はないが、これにちなんで、『日本書紀聞書』上・下両巻末の識語は注目すべきものがある。

〔卷上〕本云、此聞書、雖可令再治、依為急用、先仮当座書令清書了。定可有誤処故、努々不可及他見云云。

〔卷下〕応永廿七年中春上旬之比、依諸人御所望、去年三月之当座書出。急遽之間、先令読書之所、謬可多之故、追可令再治者也。努々不可為他見矣。皇天位頼舜三十二歳

ともに筆録者である頼舜の識語とおぼしい。これに拠ると、講述の翌年すなわち応永二十七年(1420)五月、諸人の要請に応じ、とりいそぎ書きだして読ませたところ、誤謬も多く追って再治する必要があるという。目を通した当人が良遍とはかぎらないが、他人の披覧を受けて正当化をはかる点は、〈加証奥書〉と通底する意識がみてとれる。

また、本書がまだ草稿段階にあるとは、裏を返せば良遍の講述や言談が生きた状態で筆録されているわけでもある。それをもっとも端的に示すのが、師弟の言説が密接に交錯しあう問答であろう。問答体形式のうちにも、講述文献の資料性をめぐる手懸りが内在している。たとえば同一師範の講述を複数の人物が聴聞した場合、そこで筆録された《聞書》諸本を比較することで、講述内容を相対化させることが可能となる。これは吉田神道における一連の講釈にみられる設定だが、良遍の場合はどうか。おなじ『日本書紀聞書』でも、講述時期の異なる系統で同一条文を対照してみると、講述月日・筆録者ともに異なるにもかかわらず、その叙述内容は多少の繁簡や出入りが存するほかは、おおむね合致する。こうした叙述の共通性から、良遍の所説がかなり安定したものであったことが確認できる。

それを跡づけるべく、師弟間で交わされた問答体を比較すると、全般的に発問箇所を異にする場合が多い。基本的に問いが聴聞者側から発せられる点を考慮すると、聴聞者が異なれば発問箇所も相違し、それが《聞書》の叙述に反映されることは当然であろう。かたや、問答体をとるか否かにかかわらず、同一内容を講述する良遍の態度は貫徹されている。つまり、問答体の有無は、聴聞者の器量に応じた形で、いわば隨機説法的に問答を交えているためであり、講述者側の第一次資料すなわち良遍の所説は、かなり安定化した講述展開を保有していたとみられる。その点、叙述に多少の繁簡が生ずるのは、聴聞者の認識状況や問答の応対に影響された結果というべきであり、聴聞・筆録者による再治・編纂の指向もその一環としてある。

(3) 室町思想文化圏の一斑へ——易学の環境から¹⁷

神代紀註釈の所説を端緒として、中世における時間論の一環として、『周易命期経』にみる命期説をとりあげたことがある。『周易命期経』に依拠する〈周易命期説〉の解析を通して、中世びとの〈人寿〉に対する観念意識を抉出した論考である。その過程で、ひとつの思想文化圏が焙りだされてきた。桃源瑞仙・月舟寿桂ら錚々たる五山僧に、清原宣賢・山科言継ら当代きっての鴻儒たち、そして宗長などの連歌師——室町期の吉田家学とその周縁をとりまく翰林である。いわゆる神道伝授や神代巻講釈、あるいは『八雲神詠伝』など歌学伝授をめぐる学問的交流は、すでに先学の実証するところである¹⁸。さらにいえば、易学の権威であった一栢と同様に、月舟や宗長そして清原宣賢もまた、北陸の地では越前・朝倉氏の手篤い庇護に与かった経緯を共有する¹⁹。こうした人脈の動態から照射したとき、『周易命期経』もまた、さながらに室町期における思想文化圏とかさなりあう磁場に息づいていたようである。

さらに、ひとこと付け加えるとすれば、術数学にまつわる煩瑣な研究領域は、とりわけ文系基礎学におい

17 以下は、拙稿「中世の術数学と寿命論をめぐる一齣——『周易命期経』の世界・解析篇」(『日本仏教総合研究』1、2003.5)より加筆抄出。

18 和島芳男『中世の儒学』(吉川弘文館、1975.3)、岡田莊司『宣賢本日本書紀神代巻抄』「解題」(続群書類従完成会、1984.7)、小林千草『日本書紀抄の国語学的研究』(清文堂、1992.5)、三輪正胤『歌学秘伝の研究』(風間書房、1994.3)など参照。

19 米原正義『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、1976.10)など参照。

ては敬遠されがちな偏向にある²⁰。しかるに、だからといって〈周易命期説〉のごとき言説形成を、秘術の説話もしくは歴史的事象の一例として捉える視点では、あまりにも表層的にすぎるだろう。神代紀註釈であれ、術数学であれ、ひとつの思想文化圏を形成していたのが中世という時代である。そこで培われた学問や言説の沃野を、より広汎な視野から捉え返すことで、日本中世思想史はますますの拡がりや深みを帯びて立ち現れてくるにちがいない²¹。

(4) ふたたび「日本紀の家」より——「中世日本紀」の終焉²²

ふたたび「日本紀の家」に目を転ずると、兼俱・兼右以降、兼見・梵舜の代になるや、ときの権力者たちの需めに応じて、もっぱら神典の持参・書写・献上に従事するようになる²³。しかしながら、註釈の内実面では、兼俱・兼右あるいは清原宣賢以降、きわだった学問的発展はほとんど認められなくなる。

その一方で、秘書たりえた《神典》の存在もまた、中世末期から近世初期にかけて開版事業の進展にとともに、めまぐるしく変容を遂げていく。『日本書紀』は、慶長四年(1599)後陽成による古活字版神代巻の刊行(いわゆる慶長勅版)を嚆矢として、慶長十五年(1610)京都の書肆三白による『日本書紀』全30巻の刊行(のち神代巻は覆刊)、さらに寛永十七年(1640)清原宣賢講『日本紀神代抄』刊行、そして寛文四年(1664)には、忌部正通『神代巻口訣』・一条兼良『日本書紀纂疏』・吉田兼俱『日本書紀神代巻抄』・清原宣賢『日本書紀抄』の四書合輯本『日本書紀神代合解』の刊行におよぶ²⁴。『麗気記』の場合もまた、寛文十二年(1672)に開版され撰者・空海説が流布したことによって、《神典》から《偽書》へと変貌を余儀なくされていく²⁵。

こうした情勢と相俟って、兼見・梵舜が一介の御用学者的存在となったのは、しかるべき時代の趨勢だったのかもしれない。そのさなかの慶長二十年(1615)四月、とうに還暦をすぎた梵舜は、懐中用に『日本書紀』を一人ひそかに書写しなおしている²⁶。中世を通じて「日本紀の家」を標榜しつづけてきた家学の陰画として、きわめて象徴的な所為といえよう。「日本紀の家」をめぐる盛衰の軌跡の中で、伝授・講釈・書写されつづけた《神典》が屹立しえなくなったとき——換言すれば、“開かれた秘説”としての家学から、やがて近世の学派へと展開していくとき——〈中世日本紀〉と称すべき意匠は終焉を迎えたのである。

そもそも「神話」は一概に「古代」的なるものに帰納されるべきものではない。むしろ、過去を無時間の起源として捉えることで、「神話」はそれぞれの時代環境や思想的要請のもとに読み替え更新され、あらたに創り出されていくものであった。中世という時代層のなかで変容と新生を繰り返してきた「神話」をかかえる《神代巻抄》は、まぎれもなく「中世」の時代思潮とその精神世界を投影した恰好の思想史的産物にほかならないのである²⁷。

20 たとえば、小坂真二「三合の算出法について」(『日本歴史』383、1980.4)、同「太一式占の命期説と六壬式占の厄歳説」(年代学論集1『天文・暦・陰陽道』所収、岩田書院、1995.4)など陰陽道における術数学やシステム論を展開する研究成果も、きちんと省みられていない憾みがある。こうした研究現況について、伊藤聡「雑書の世界」(『国文学解釈と教材の研究』46-10、2001.8)では、「知的廃退というべきもの」と警鐘を鳴らす。

21 土田健次郎「『神皇正統記』と宋学」「南北朝時代における『太極図』の受容」「二つの『太極図』——南北朝時代における『太極図』の受容」補遺(『大倉山論集』第42・43・45輯、1998.3~2000.3)において、日本中世における〈宋学〉のありかたと研究現況の問題点を再提起する。今後は、日本中世の思想史研究においても、とりわけ中国学の研究状況も視野に入れ、その問いかけにきちんと応えていく姿勢が必要となる。また、岩波『文学』2008年5・6月号所収の座談会「十五世紀の文学」における小川豊生氏の興味深い提議もみのがせない。

22 以下は、拙稿「『日本書紀』進講史・断章一「日本紀の家」盛衰記」(前掲)より加筆抄出。

23 献上本にまつわる文化史的動向については、前田雅之「書物と権力論序説——「下賜」「進上/献上」の文化=政治学」(『国文学研究』148、2006.3)に興味深い議論が提起されている。

24 慶長勅版に関しては、川瀬一馬『増補古活字版の研究』上・中・下(日本古書籍商協会、1967.12)、安野博之「慶長勅版の刊行について——慶長四年刊本を中心に」(『三田国文』32、2000.9)、深野明子「東洋文庫蔵『日本書紀神代巻』慶長勅版について」(『東洋文庫書報』35、2004.3)など参照。

25 拙稿「『麗気記』をとりまく撰者たち——註釈のなかで屹立する神典」(岩波『文学』2006年5・6月号)。

26 『舜旧記』慶長二十年四月二十八日条、および東京大学国語研究室本『日本書紀』奥書。

27 拙稿「『中世神話』の世界」(『日本思想史ハンドブック』所収、新書館、2008.3)。

別表 中世における『日本書紀』講釈史一覧

[凡例] ※…伝授・◆…講釈・☆…進講／丸数字…閏月・*…月日未詳

年記 (西暦) 月・日	講釈・伝授者	発起人・伝授者 [場所]	典拠・当該抄物
☆寛元元年(1243)4・2～⑦・11	卜部兼直	後嵯峨天皇 [禁裏]	卜部家記
☆建長5年(1253)10・27	卜部兼直	後深草天皇 [禁裏]	卜部家記
☆弘安3年(1280)	資緒王	東宮熙仁親王 (のち伏見天皇)	春の深山路・続史愚抄
※徳治2年(1307)12・8	卜部兼文・兼方	一条経嗣	釈日本紀
※元応2年(1320)2・11～4・29	忠陰	荒木田季宗	藪田本神代巻
※嘉暦3年(1328)9・15	卜部兼夏	卜部兼豊	乾元本神代巻
※元徳元年(1329)12・19	称名寺鈿阿	建長寺曇春	彰考館本神代巻
☆暦応3年(1340)4・26	卜部兼夏	卜部兼員	乾元本神代巻
※興国7年(1346)11・13	卜部兼員	花園法皇 [萩原殿]	弘安本神代巻
☆貞和3年(1347)正・11	北畠親房	北畠顯能	凶書寮本神代巻
※貞和3年(1347)11・1	卜部兼豊	東宮弥仁親王 (のち後光厳天皇)	卜部家記
☆貞和4年(1348)5・13	卜部兼夏	卜部兼応・兼豊	弘安本神代巻
～5年(1349)正・18／9・20	卜部兼員	光明天皇	内閣本日本書紀
☆永和2年(1376)12・3	吉田兼熙	後円融天皇	卜部家記
※永徳元年(1381)11・30～12・21	吉田兼熙	吉田兼敦	乾元本・弘安本神代巻
※至徳3年(1386)3・11	吉田兼熙	吉田兼敦	内閣本日本書紀
☆至徳4年(1387)4・11	吉田兼熙・兼敦	後小松天皇 [禁裏内々]	卜部家記
※応永4年(1397)4・28	吉田兼熙	一条経嗣	後成恩寺禅閣行状・天理本
◆応永10年(1403)正・*～⑩・*	吉田兼敦	日野重光	兼敦朝臣記
※応永10年(1403)2・9	吉田兼敦	二条満基	兼敦朝臣記
◆応永10年(1403)11・*	吉田兼敦	花山院大納言忠定	兼敦朝臣記
☆応永12年(1405)12・26	吉田兼敦	後龜山上皇	天理本神代巻
※応永25年(1418)3・7	一条兼良	吉田兼富 (返伝授)	天理本日本書紀
※応永30年(1423)4・下	一条兼良	吉田兼豊 (返伝授)	乾元本神代巻
◆康正3年(1457)5・8～9・22	(一条兼良)	四条隆量発起 [成就院]	大乘院寺社雜事記
◆文明5年(1473)正・26～3・28	一条兼良	[成就院]	大乘院寺社雜事記
◆文明6年(1474)8・3～11・12	一条兼良	景徐周麟・横川景三ほか(北野宝成院)	大乘院寺社雜事記
◆文明9年(1477)4・28～9・23	吉田兼俱		景徐・横川聞書
◆文明12年(1480)4・5～4・17	吉田兼俱	天台座主尊応発起	雅久聞書・兼致朝臣記
◆文明12年(1480)6・11～8・16	小槻雅久	足利義尚	雜記(小槻雅久記)
◆文明12年(1480)8・28	吉田兼俱	後土御門天皇 [禁裏]	雜記(小槻雅久記)
☆文明12年(1480)10・21～12・14	吉田兼俱	[叡山東塔南谷栄覚坊・南光坊]	(※前稿を参照)
◆文明13年(1481)4・下	吉田兼俱		桐林坊証宣・花月坊円信聞書
◆文明13年(1481)5・27～6・23	吉田兼俱		景徐・兼致聞書
◆文明18年(1486)10・18～11・13	吉田兼俱	二条通持発起	大乘院寺社雜事記・兼敦記
☆延徳2年(1490)6・14	吉田兼俱	後土御門天皇(神代和歌) [禁裏]	(※前稿を参照)
◆明応2年(1493)4・11～6・24	小槻雅久(代行)	細川政元発起 [遊初軒]	晴富宿禰記・蔭涼軒日録
※明応6年(1497)7・1	吉田兼俱	顕海(纂疏)	もと吉田本纂疏
※明応8年(1499)10・*	小槻雅久	南禅寺寿崇(兼俱相伝口決)	神宮(雅久)本神代巻
◆文亀2年(1502)正・17～正・20	吉田兼俱	南禅寺寿崇発起	宣胤卿記
◆永正15年(1518)6・23～6・28	清原宣賢	万里小路発起(巻上)	天理本神代巻
7・17～7・21	清原宣賢	三福寺発起(巻下)	天理本神代巻
◆大永3年(1523)*・*	清原宣賢	二条本覚寺発起	天理本神代巻
◆大永4年(1524)*・*	清原宣賢	比叡山千十坊発起	天理本神代巻
◆享祿3年(1530)7・16	清原宣賢	[能登国一宮]	もと吉田本日本書紀
◆享祿4年(1531)5・8	清原宣賢	要法寺日辰	要法寺祖師伝
◆天文2年(1533)2・11～5・6	清原宣賢	青蓮院尊鎮親王	後抄本日本書紀抄
◆天文2年(1533)5・*	清原宣賢		後抄本日本書紀抄
◆天文2年(1533)11・3～11・22	清原宣賢	[清原私邸]	後抄本日本書紀抄
◆天文5年(1536)正・29～3・9	清原宣賢	小浜栖雲寺発起	後抄本日本書紀抄
◆天文5年(1536)3・18	清原宣賢	妙典寺発起 [清原私邸]	後抄本日本書紀抄
◆天文8年(1539)9・9	吉田兼右	[妙心院]	鈴鹿本日本書紀抄
※天文9年(1540)5・中	吉田兼右	阿波賀社卜部定澄	寛文九年刊日本書紀
◆天文11年(1542)6・6～6・17	清原宣賢	慶隆院発起 [一乗谷]	後抄本日本書紀抄
9・8～9・21	清原宣賢	金剛院発起 [一乗谷]	後抄本日本書紀抄
◆天文12年(1543)5・*	清原宣賢	[一乗谷]	後抄本日本書紀抄
☆天文14年(1545)8・3～8・17	吉田兼右	後奈良天皇 [禁裏]	(※前稿を参照)
◆天文15年(1546)5・27	清原宣賢	十宝坊発起 [一乗谷]	後抄本日本書紀抄
◆天文21年(1552)2・*	林宗二	慈仙 [東大寺地藏院]	吉田本神代上下私
◆天文24年(1555)7・27	吉田兼右	妙伝寺発起	鈴鹿本日本書紀抄
◆永祿10年(1567)11・13～翌年・5・*	吉田兼右		日本書紀聞書
◆元亀2年(1571)6・7～6・10	吉田兼右	[里村紹巴亭]	元亀二年記・言繼卿記
◆天正11年(1583)10・29～11・24	清原枝賢	[堺泉福聚院]	鈴鹿本日本書紀抄
◆天正18年(1590)5・1～5・28	日珖	[頂妙寺]	神道私抄
☆文祿4年(1595)12・2	吉田兼見	後陽成天皇 [禁裏]	兼見卿記・卜部氏系譜